

府政共生第 21 号 - 2

令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本 P T A 全国協議会長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官(青少年環境整備担当)
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
内閣官房 I T 総合戦略室参事官
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

令和 2 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2 月～5 月) について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁(内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A の関係会合における周知等、積極的に取り組んでいただきますようお願い致します。

記

1 フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの積極的な利用

保護者等は、子供のスマートフォン等のインターネットの活用の際し、子供と話し合っ て積極的にフィルタリングを利用すること。親子でスマートフォンを共用している場合は、保護者のスマートフォンにおけるフィルタリングの利用を検討すること。また、子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行える、ペアレンタルコントロール機能も併

せて活用すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者が青少年であった場合にはその青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービスと端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講ずること。

2 SNSの安全利用

SNSを起因とする青少年の犯罪被害が多発していることから、「ネットでは知らない人」と直接会わない、トラブルを一人で抱え込まないこと等、SNSのリスクや安心・安全な利用について親子で話し合い、家庭のルールを作ること。また、フィルタリングのカスタマイズ機能を使用すれば、有害情報等の利用を制限しつつ、SNSを利用することはできるため、SNSの有効な使い方についても、親子で十分に話し合うこと。

3 学校や地域団体等との連携によるインターネットリテラシーの向上

小・中学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式や保護者会等の場を活用し、また、期間中に説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うこと。

4 参考資料

資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html

資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

資料3 インターネットトラブル事例集【総務省】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/jireishu.html

資料4 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

- 資料5 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_4.pdf (小中学生版)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_3.pdf (高校生版)
- 資料6 ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ？～
【警察庁・文部科学省】
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料7 インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料8 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html
- 資料9 自画撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 青少年環境整備担当
03-5253-2111 (内線 38256・38257)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課
03-5253-5111 (内線 5867)

経済産業省商務情報政策局情報経済課
03-3501-0397 (内線 3961)

内閣官房IT総合戦略室
03-5253-2111 (内線 83644)

警察庁生活安全局少年課
03-3581-0141 (内線 3111)

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
03-3581-0141 (内線 3432)

消費者庁消費者政策課
03-3507-8800 (内線 2191)

法務省人権擁護局人権啓発課
03-3580-4111 (内線 5875)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
03-5253-4111 (内線 2966)

別紙

令和2年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）の取組方針

I. 目標

フィルタリングの普及促進に向けた反転攻勢

近年、SNS等を起因とする青少年の犯罪被害が増加しているなか、フィーチャーフォン時代と比べスマートフォンのフィルタリングの利用率、認知度は低下しており、このような傾向に歯止めをかけ、関係省庁、団体と連携しながら利用率、認知度を引き上げることが目標とする。

II. 取組

関係府省庁、都道府県・指定都市関係部局及びPTA等の関係団体と連携し、目標に向けて積極的に取り組む。

1 「高校生プラス」を始めとするフィルタリングのカスタマイズ機能の積極的広報

「高校生プラス」などのフィルタリングのカスタマイズ機能を利用すれば、有害情報等の利用を制限しつつLINE等のSNSを利用できる旨を積極的に広報する。

2 「フィルタリング」「ペアレンタルコントロール」の一括普及促進

保護者のニーズの変化を踏まえ、「フィルタリング」を始めとする「ペアレンタルコントロール」の一括普及促進を積極的に推進する。

3 低年齢層の子供の保護者に向けた普及啓発

親子でスマートフォンを共用している実態にかんがみ、当該スマートフォンにおけるフィルタリングの利用を推奨する。

4 SNS利用時の安全行動等の啓発

SNSを使用した犯罪被害が多発していることから、「ネットでしか知らない人」の誘いに「乗らない」、「会わない」、「悩まない（一人で抱え込まない）」こと等、安心・安全なインターネットの利用について、子供、保護者に啓発する。

府政共生第 21 号 - 1
令和 2 年 1 月 17 日

一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会長 殿

内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 付参事官 (青少年環境整備担当)
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
内閣官房 I T 総合戦略室参事官
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

令和 2 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」(2 月～5 月) について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁(内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A の関係会合における周知等、積極的に取り組んでいただきますようお願い致します。

記

1 フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの積極的な利用

保護者等は、子供のスマートフォン等のインターネットの活用の際し、子供と話し合っ て積極的にフィルタリングを利用すること。また、子供のスマートフォン等の利用状況を把握し、利用時間の制限・調整、課金管理等が行える、ペアレンタルコントロール機能も併せて活用すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社(いわゆる

格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者が青少年であった場合にはその青少年に対して、携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービスと端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講ずること。

2 SNSの安全利用

SNSを起因とする青少年の犯罪被害が多発していることから、「ネットでしか知らない人」と直接会わない、トラブルを一人で抱え込まないこと等、SNSのリスクや安心・安全な利用について親子で話し合い、家庭のルールを作ること。また、フィルタリングのカスタマイズ機能を使用すれば、有害情報等の利用を制限しつつ、SNSを利用することはできるため、SNSの有効な使い方についても、親子で十分に話し合うこと。

3 学校や地域団体等との連携によるインターネットリテラシーの向上

小・中学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式や保護者会等の場を活用し、また、期間中に説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うこと。

4 参考資料

資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyouto/internet_torikumi/hourei.html

資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyouto/internet_use/leaflet.html

資料3 インターネットトラブル事例集【総務省】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/jireishu.html

資料4 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

- 資料5 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_4.pdf（小中学生版）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_3.pdf（高校生版）
- 資料6 ネットには危険もいっぱい～あなたは本当にだいじょうぶ？～
【警察庁・文部科学省】
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料7 インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料8 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html
- 資料9 自画撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

- 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）青少年環境整備担当
03-5253-2111（内線 38256・38257）
- 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課
03-5253-5111（内線 5867）
- 経済産業省商務情報政策局情報経済課
03-3501-0397（内線 3961）
- 内閣官房IT総合戦略室
03-5253-2111（内線 83644）
- 警察庁生活安全局少年課
03-3581-0141（内線 3111）
- 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
03-3581-0141（内線 3432）
- 消費者庁消費者政策課
03-3507-8800（内線 2191）
- 法務省人権擁護局人権啓発課
03-3580-4111（内線 5875）
- 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
03-5253-4111（内線 2966）

別紙

令和2年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2月～5月）の取組方針

I. 目標

フィルタリングの普及促進に向けた反転攻勢

近年、SNS等を起因とする青少年の犯罪被害が増加しているなか、フィーチャーフォン時代と比べスマートフォンのフィルタリングの利用率、認知度は低下しており、このような傾向に歯止めをかけ、関係省庁、団体と連携しながら利用率、認知度を引き上げることが目標とする。

II. 取組

関係府省庁、都道府県・指定都市関係部局及びPTA等の関係団体と連携し、目標に向けて積極的に取り組む。

1 「高校生プラス」を始めとするフィルタリングのカスタマイズ機能の積極的広報

「高校生プラス」などのフィルタリングのカスタマイズ機能を利用すれば、有害情報等の利用を制限しつつLINE等のSNSを利用できる旨を積極的に広報する。

2 「フィルタリング」「ペアレンタルコントロール」の一括普及促進

保護者のニーズの変化を踏まえ、「フィルタリング」を始めとする「ペアレンタルコントロール」の一括普及促進を積極的に推進する。

3 低年齢層の子供の保護者に向けた普及啓発

親子でスマートフォンを共用している実態にかんがみ、当該スマートフォンにおけるフィルタリングの利用を推奨する。

4 SNS利用時の安全行動等の啓発

SNSを使用した犯罪被害が多発していることから、「ネットでしか知らない人」の誘いに「乗らない」、「会わない」、「悩まない（一人で抱え込まない）」こと等、安心・安全なインターネットの利用について、子供、保護者に啓発する。